

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第 2 号

清水町児童遊園近隣民家において発生した車両破損事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件につき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 29 年 2 月 13 日

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

1 和解の相手方



2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 平成 29 年 1 月 20 日、清水町児童遊園（八幡浜市保内町宮内 2 番耕地 4 6 番地 1）の看板が強風により飛散し、相手方の敷地内に駐車中の車両に損害を与えた。このため、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、車両の修理損害額の全額を市が相手方に支払う。
- (2) 相手方は、今後いかなる事情が発生しても、本件に関しその余の請求を行わない。
- (3) 損害賠償の総額 188,171 円

